

様式第 6 号（単独参加用）

年 月 日

宮崎県知事 殿

応募者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私は、令和 8 年度みやざきシニア就業支援センター運營業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- ☐ (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- ☐ (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
- ☐ (3) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- ☐ (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- ☐ (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ☐ (6) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないこと。
- ☐ (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ☐ (8) 就職支援に取り組んだ実績のある者、又は提案時点において取り組んでいる者であること。
- ☐ (9) 有料職業紹介事業の許可を受けている者であること。

様式第 6 号（共同企業体用）

年 月 日

宮崎県知事 殿

応募者

＜共同企業体の名称＞

＜代表構成員＞

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

＜構成員＞

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

＜構成員＞

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私は、令和 8 年度みやざきシニア就業支援センター運營業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- ☐ (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- ☐ (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
- ☐ (3) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- ☐ (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始

の決定を受けた者を除く。) 。

- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 就職支援に取り組んだ実績のある者、又は提案時点において取り組んでいる者であること。
- (9) 有料職業紹介事業の許可を受けている者であること。
- (10) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が、(1)～(7)の要件を満たすこと。また、構成員のうち 1 構成員以上が(8)、(9)の要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は 30%以上とすること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。